

下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業者優先調達方針

令和2年1月30日制定

1. 目的

本市では、平成28年3月に「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を策定し、市民、事業者及び市民団体等と一体となって男女共同参画の推進に取り組むとしている。

この方針は、男女共同参画推進に資するワーク・ライフ・バランス実現のための労働環境整備や意識啓発に積極的に取り組み市の認定を受けた事業者が行う活動を促進するため、ワーク・ライフ・バランス推進事業者からの調達に関し必要な事項を定める。

2. 定義

本方針におけるワーク・ライフ・バランス推進事業者とは、次のすべてに該当する者をいう。

- (1) 下野市入札参加資格者名簿又は小規模契約希望者登録名簿に登録されている事業者。
- (2) 本社を市内に置き、下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度実施要綱(令和2年下野市告示第9号)第5条の規定に基づく下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定を受けている事業者。

3. 対象

本方針の対象となる契約は、市のすべての機関が発注する物品又は業務委託(以下、「物品等」という。)とする。

4. 調達の推進方法

物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、ワーク・ライフ・バランス推進事業者を優先的に取り扱うことができる。

- (1) 見積書を徴する時は、ワーク・ライフ・バランス推進事業者に対して積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。
- (2) 指名競争入札のときは、ワーク・ライフ・バランス推進事業者を他の者に優先して指名することができるものとする。

5. 公表

ワーク・ライフ・バランス推進事業者の名簿は、市ホームページ等により公表する。

本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表し、全庁的な連携・協力のもと、継続的な体制の整備に努める。

6. 施行日

この方針は、令和2年10月1日から施行する。